昭憲皇太后と洋装

植木淑子

はじめに

昭憲皇太后（以下皇太后と記す）の洋装は、御尊影[1]によって広く知られている。その姿は明治二十二年のものであるが、皇太后が洋服を初めて公の場で着用したのは、その三年ほど前に当たる十九年のことであった。

明治政府は近代国家建設のためにヨーロッパの制度や文物を積極的に導入し、宮廷における服装についても洋装を採用した。天皇は明治四年八月に「服制更改の勅諭」を下され、それまでの和装を洋装に改めることを表明した。そして、翌五年五月から七月にかけての大阪・中国・九州巡幸に燕尾形の御正服を着用し、これは公の場での初めての洋装であった。そして、同年十一月には文官・非役有位者の大礼服、上下一般の通常礼服が、翌六年二月には皇族大礼服が制定された。さらに、十七年には有爵者と宮内省の侍従職と式部職の大礼服が制定されるなど、男子の洋装宮廷服の制度化が進められた。このような状況において、皇太后の洋装は十九年に採用され、翌二十年には洋装を奨励する「思召書」が下された。皇太后は洋装を採用した後、公の場ではいつも洋装であり、和装をすることはなかった。

本稿では、近代化の過程において採用された皇太后の洋装がどのような意味を持つのかについて考察したい。まず、皇太后の洋装採用とその経緯、洋装奨励の「思召書」についてみていく。そして、着用された洋服そのものにも着目し、皇太后の洋装はどのような影響を与えたのかを検証したい。これらを総合的に把握することによって、皇太后の洋装のもつ意味の一端が明らかにされるのではないかと考える。

一　皇太后の洋装採用とその経緯

（一）皇太后の洋装採用

皇太后が初めて洋服を公の場で着用したのは、十九年七月三十日に華族女学校へ行啓された時のことである。『明治天皇紀』には、

皇后、華族女学校に行啓あらせられ、其の第一学期大試業卒業証書及び修業証書授与式を覧たまふ、（中略）是の日皇后初めて洋服を召して台臨したまふ、[2]

と記されている。そして、八月三日には、

皇后洋服を召して青山御所に行啓あらせらる、是れより女官等追々洋服を著す、[3]

図1　昭憲皇太后御尊影
明治22年（明治神宮所蔵）

さらに、八月十日には、

澳地利国皇室附属音楽師レメンジー、同国特命全権公使コント・ザルスキーに伴はれて参内す、（中略）是の日皇后洋装にて初めて外人を接見したまふ、[4]

とあり、引き続き洋服を着用したことがわかる。

その後も、十月二十八日から三十日にかけての栃木県金山への行啓、十一月一日に吹上御苑で行われたイタリアの曲馬師チャリネの公演を御覧の際、十一月六日の観菊会、十一月十七日の博愛病院への行啓などに皇太后が洋装であったことが新聞や雑誌に記されている。[5]

そして、翌二十年の一月一日、新年拝賀の儀式に皇太后は初めて洋装で臨んだ。

皇后初めて洋装大礼服を召し、拝賀を受けたまふ、[6]

と『明治天皇紀』にあり、新聞各紙も従来の和装から洋装に変わったことをそれぞれ報じている。一月八日の『朝野新聞』には

皇后の宮には毎年朝拜の節、五つ衣を召させられしが、本年は洋服の大礼服を召させられ、侍立には典待、竝に伊藤宮内大臣の夫人、宮内省御用掛北島いと子にて、拝賀の向には松方大蔵大臣、榎本逓信大臣、吉井宮内次官、樺山海軍次官、蜂須賀全権公使、花房全権公使、

香川皇后宮太夫、高崎東京府知事、海軍省雇仏国人ベルタン氏等の夫人何れも大礼服を着せし由なるが、例年の旧観を改めて頗る壮麗に見受られしと云ふ、

とあり、侍立や拝賀の女子たちも洋装であったことを記している。

図２　御大礼服　昭憲皇太后着用　明治 20 年代後半
（文化学園服飾博物館所蔵）

（二）洋装採用の経緯

皇太后が十九年七月三十日に初めて洋服を着用したのは、その一か月ほど前の六月二十三日、宮内大臣の伊藤博文から婦人服制に関する通達が出されたことによる。この通達は、皇族・大臣・勅任官・有爵者などに出されたもので、大意は「今後は場合により皇后が洋服を着用することになったので、皇族、大臣以下各夫人は礼式相当の洋服を随意に着るように」というものである。六月二十九日の官報八九七号には、次のように記されている。

婦人服制ニ関スル大臣ノ達　去ル十七年中婦人服制ノ儀ニ付キ、宮内卿ヨリ其ノ向ヘ内達ノ趣モ之アリシカ、自今ハ場合ニヨリ、皇后宮ニ於テモ西洋服装御用可被遊ニ付キ、皇族大臣以下各夫人ハ朝儀ヲ始メ礼式相当ノ西洋服装随意ニ相用フヘキ旨ヲ、去ル二十三日伊藤宮内大臣ヨリ、皇族并ニ大臣勅任官有爵者麝香間祗候等ヘ通達セラレタリ、

この通達が出されるまでの宮中の女子の服装は、公家服飾の伝統を引き継ぐ装束であった。これは基本的に小袖の上に袴を着用し、さらに袿をはおる服装で、いわゆる十二単の略装である。六年に撮影された皇太后の写真は、小袖、長袴、小袿が組み合わされた装束の姿である。当時、一般

の女子の服装は着物であったが、宮廷における女子の服装は公家装束であった。王政復古をめざした初期の明治宮廷においては、公家装束は当然の選択であったということができよう。

七年一月と十三年十二月、勅任官及び麝香之間祗候に対し、袿袴の着用についての通達が宮内省から出されている。[7] さらに、十七年九月には勅任官以上と有爵者へ、同年十一月には奏任官へも通達された。[8] これらの通達は、宮中の儀礼の制度が確立するのにともなって女子が参内する機会が増え、その際の服装を袿袴と定めたものである。通達が重ねられるのにしたがい、袿袴を構成する衣服、衣服の色や文様、織物の種類、扇や履き物などの付属品、髪型などが詳細に規定されていった。なお、十三年十二月の通達では「外交官に限り洋語（コート、ドレッス）着用不苦候」、十七年九月の通達では「西洋服装ノ儀ハ其時々達スヘシ」、同年十一月の通達では「場合ニヨリ西洋服装相用ユルモ妨ケナシ」と、洋装についても触れられている。

十九年の宮内大臣の通達に「去ル十七年中婦人服制ノ儀ニ付キ宮内卿ヨリ其ノ向ヘ内達ノ趣モ之アリシカ」とあるのは、十七年九月の通達を示している。十七年においては洋装について「西洋服装ノ儀ハ其時々達スヘシ」としたが、十九年の通達は、皇后が洋服を着用することが決定し、今後は皇族・大臣・勅任官・有爵者も袿袴に代わって礼式相当の洋服を自由に着用できることを示したものであった。

皇太后をはじめとする宮廷の女子の洋装化は、当時、参議で宮内卿を兼ねた伊藤博文が積極的に推進した。伊藤は立憲制の導入へ向け、十五年三月から十六年八月にかけて憲法調査のために渡欧し、帰国後の十七年三月に制度取調局の長官となり、続いて宮内卿も兼任した。宮内卿としての伊藤は、国際関係の中で立憲的宮廷を確立するために宮中制度の改革に着手し、宮内省の組織改革、華族令公布、皇室財産の基盤確立など行い、女子の洋装化は宮中儀式の改革に伴うものであった。

伊藤がなぜ女子の洋装化を推進したのかは、『ベルツの日記』によく示されている。ドイツより招聘され、九年から三十八年まで日本に滞在し、東京帝国大学の教師を勤め、医師として宮中にも関りのあったエルヴィン・ベルツは、三十七年一月一日の日記に洋装採用当時を回想して次のように記している。

> かつて伊藤侯が、宮中で洋式の服装が採用になる旨、自分に告げた時、見合わせるように切に勧めていった。なにしろ洋服は、日本人の体格を考えて作られたものではないし、衛生上からも婦人には有害である、すなわちコルセットの問題があり、また文化的・美学的見

地からは全くお話にならないと。伊藤侯は笑っていわく「ベルツさん、あんたは高等政治の要求するところを、何もご存じないのだ。もちろん、あんたのいったことは、すべて正しいかも知れない。だが、わが国の婦人連が日本服で姿を見せると、『人間扱い』にはされないで、まるでおもちゃか飾り人形のように見られるんでね」と。(9)

ここには、宮中での洋装採用は「高等政治の要求するところ」であったことが記されている。伊藤が宮中改革を行った十年代半ばから二十年にかけては、条約改正を実現するために欧化政策が取られた時期と重なる。政府は官庁庁舎を洋風建築とし、また服装、結髪、食事などの生活習慣の洋風化や、言語、小説、演劇、美術などの改良運動がすすめられた。十六年に開設された鹿鳴館は、舞踏会、音楽会、慈善会などが催され、欧化政策の象徴として知られている。十九年の宮中における女子の洋装採用も、また欧化政策の一環であったことをベルツの日記は示している。(10)

伊藤が宮中の女子洋装の採用を強く推進したことは、オットマン・フォン・モールの『日本帝室』(11)にも詳しく記されている。モールは、宮中制度改革のためにドイツより招聘され、二十年五月から二十二年三月まで宮内省の顧問を勤めた。(12)すでに皇太后の洋装が採用された後の二十年九月から十月頃の出来事を次のように記している。

当時宮廷の謁見式及御祝賀日の差迫れるを以て、其準備上茲に再び服装の問題起れり。余は宮中に於て貴婦人の服装に関し余の意見を述べたりしに、皇后宮大夫は此事に関しては猶一応大臣伊藤伯に申し述ぶ可き旨を伝へたり。されど余は此事件に関して兼ねて伯の意見を知りたれば、独逸公使の助力をも得て、伊藤伯の意向を翻さんと勉め、セント、ペテルスブルヒ、ブダベスト、ルーメニエン其他の宮廷に於ても自国固有の服装を着くるの例を引きしも、遂に伊藤伯の意を動かすこと能はず。全く不成功に終りたり。伯の言によれば、前述諸国は日本に異り中世紀を過たり（日本より早々開けたりとの意）日本にても後来には日本国固有の服装に復旧すべき時あるべけれど、今日にては必ず欧州の服装を以てすることを確定すべしと述べ、且ホルレーベン公使も曾て伯が古き服装を廃せんと計画したる時之に同意を表したりと告げられたり。伊藤伯は此事に関しては既に種々研究をしたる後なるが故、到底其意を翻す望みなきなり、（中略）服装談の終結として、伯は余に向ひ此問題は我国に於ける政治的問題にして、宮内省にては確定せる意向なければ、此問題は終結せるものと見做し、今は再び論せず。然も此問題の研究

は一時も廃止せずして進行すべきことを乞へり。[13]

伊藤は、皇太后の洋装の調達にも関った。洋装が採用される前年の十八年、伊藤はドイツ公使の青木周蔵に金剛石入婦人粧飾具の購入を依頼し、青木はベルリンの宝石商のレオンハルト&フィーゲル社から購入した。[14] また、伊藤が皇后宮大夫の香川敬三に宛てた十九年七月二十五日付の書簡には、「皇太后の洋服について青木に相談したところ、平常服だけではなく礼服まで一通り調製する必要があり、その費用は十二、三万円である」と記されている。[15] そして、青木が伊藤に宛てた同年七月二十七日付の書簡には、「皇太后が新年に着用する洋服を欧州に注文するかどうかを至急決定するように」と記され、[16] この洋服の調製にはドイツ貴族出身の青木の夫人も関っている様子が窺われる。

宮中の女子の洋装採用は伊藤博文が推進し、皇太后の洋服がドイツに注文されたことは、当時よく知られていた。帝国大学の日本語教師を勤めたイギリス人、バジル・ホール・チェンバレンは『日本事物誌』に次のように記している。

一八八六年［明治十九年］に、ある邪悪な顧問官は宮中の人びとを口説いて、化粧着をパリーに（失礼！ベルリンに）注文させた。同様に、コルセットやヨーロッパ風の婦人靴も。（中略）この宮廷風俗を、さっそく真似る人びとが出てきたことは言うまでもあるまい。実際、強情者に対して拍車をかけるため、一種の通達が出された―日本の貴婦人は、ヨーロッパ風の衣裳を採用することが望ましいと推奨するものであった。[17]

ここに「邪悪な顧問官」と記されているのが伊藤であることは容易に想像できる。そして「パリーに（失礼！ベルリンに）」と記し、モードの中心がパリであるにもかかわらず、ベルリンに注文したことを揶揄している。

そして、天皇の洋装化に反対し、守旧派の代表ともいうべき島津久光は、

皇后宮洋服に御換へありしも、ある役人が国の為めとか何とか申して御迫り申上、御否やなからも被為召こと、なりしとして、其迫り上けたる役人は元来商人魂のもので、外国人と内輪結んて、一と占の利を獲んと謀り、外国人は大仕入れいたしたりとか、又は一揃の御服が何万円とか云ふ事のよし、方今国民の疲弊は土まで食ふと云ふ時に、そふ云ふものが金貨濫出に関して大なる出方なるべし、[18]

と語っている。

伊藤は明治十七年三月に宮内卿に就任するが、この当時、天皇は宮中の女子の洋装化には反対であった。天皇は西洋的なものを好まない性格であり、伊藤が西洋好きで後宮の衣服の事まで及ぶことを心配し、伊藤の宮内卿就任に難色

を示したほどであった。[19] この二年後に洋装採用は実現するが、坂本一登氏は『伊藤博文と明治国家形成 ―「宮中」の制度化と立憲制の導入―』で、これは伊藤がさまざまな問題に対し、天皇の立場を擁護し、一貫して天皇の意向を配慮しながら調停を試み、天皇の信頼が得られるようになったためだと述べ、また、皇太后の協力があったことも指摘している。皇太后は国際社会の中で日本が置かれた立場を理解し、また洋装化の必要性もよく理解し、伊藤に協力したというのである。[20]

十九年六月二十三日に洋装採用の通達が出されたことに対し、内大臣の三條実美は次のように表明した。

服制の改良は時宜止むを得ざるに出づ、今時世に先んじて自ら改正を令せられたるは、是れ明かに朝権の振起を示す所以なり、服制の如きは一瑣事に似たりと雖も、文明の進歩に関係すること亦鮮少ならず、豈忽諸に付するべけんや、[21]

二　洋装奨励の思召書

洋装が採用された半年後の二十年一月十七日、皇太后は洋装を奨励する思召書を内閣各大臣・勅任官・華族一般に下した。この思召書は、六月二十三日に宮内大臣より通達された洋装採用をさらに推進させるためのものであった。天皇は明治四年に「服制更改の勅諭」によって男子の洋装を奨励したが、[22] 皇太后は「思召書」によって女子の洋装を奨励した。

女子の服は、そのかみ既に衣裳の制なり、孝徳天皇の朝、大化の新政発してより持統天皇の朝には、朝服の制あり、元正天皇の朝には、左衽の禁あり、聖武天皇の朝に至りては、殊に天下の婦女に令して新様の服を著せしめられき、当時、固より衣と裳となりしかば裳を重ぬる輩もありて、重裳の禁は発しき、されば女子は中世迄も都鄙一般に紅袴を穿きたりしに、南北朝よりこのかた干戈の世となりては、衣を得れば便ち著て、また裳なきを顧ること能はず、因襲の久しき、終に禍乱治まりても裳を用ひず、纔かに上衣を長うして両脚を蔽はせたりしが、近く延宝よりこなた、中結ひの帯漸く其幅を広めて、全く今日の服飾をば馴致せり、然れども、衣ありて裳なきは不具なり、固より旧制に依らざる可らずして、文運の進める昔日の類ひにあらねば、特り座礼のみは用ふること能はずして、難波の朝の立礼は勢ひ必ず興さゞるを得ざるなり、さるに、今西洋の女服を見るに、衣と裳とを具ふること本朝の旧制の如くにして、偏へに立礼に適するのみならず、身体の動作行歩の運転にも便利なれば、其裁縫に倣はん

こと当然の理なるべし、然れども、其改良に就て殊に注意すべきは、勉めて我が国産を用ひんの一事なり、若し能く国産を用ひ得ば、傍ら製造の改良をも誘ひ、美術の進歩をも導き、兼て商工にも益を与ふること多かるべく、さては此挙却て種々の媒介となりて、特り衣服の上には止らざるべし、凡そ物旧を改め新に移るに、無益の費を避けんとするは最も至難の業なりと雖ども、人々互に其分に応じ、質素を守りて奢美に流れざるやう能く注意せば、遂に其目的を達すべし、爰に女服の改良をいふに当りて、聊か所思を述べて前途の望みを告ぐ[23]、

思召書はまず初めに、日本の古代の女子の衣服は衣裳（きぬも）であり、上衣と下衣からなるツーピース形式の衣服であることを説いている。これに対して、現今の着物は南北朝の戦乱の世に生じ、裳を用いることのないワンピース形式であると述べ、王朝の古制に反した不具の衣服であるとしている。そして、洋服がツーピース形式であることから日本の古制の衣服と同様であると見做し、立って行う礼儀作法に適い、機能的で動作や歩行に便利であると述べている。そして、注意すべき点として国産の洋服地の使用をあげ、質素を守って華美にならないようにと付け加えている。

この思召書に対し、新聞や雑誌はさまざまな見解を示している。二十年一月二十日の『東京日日新聞』は「婦女服制」で、思召書は社会に非常な勢力を与えることは疑いがないとしながらも、洋服着用のために使用するコルセットの弊害や、スカートの裾幅が広く活動的ではないことを述べ、我が国において洋服に改良を加えることを提案している。ちょうどこの年の二月に創刊された『国民之友』は、洋装奨励に賛成しているが、洋装が非実用的で貴族的であることに注意を向けている[24]。また、『女学雑誌』は、洋服は高価なこと、機能的ではないことなどを指摘し、「此は只だ上流社会にのみ得行はるべきものにて、中以下の人々には容易に行はるべきにあらず」と述べている[25]。

三　皇太后の洋服

洋装という言葉は、洋風な装いを意味するものであり、その実体は明らかではない。皇太后の洋装について検討する場合、着用された洋服が具体的にどのようなものであったのかにも着目しなければならない。一般に知られている皇太后の洋装の御尊影は、二十二年に撮影された大礼服の姿であるが、年代によって洋服のデザインは変化するし、また大礼服をいつも着用しているわけではない。ここでは、皇太后の洋服の種類、デザイン、仕立て、生地などについ

て、現存する実物資料、法令、新聞や雑誌の記事、個人の日記や随想などによって検証したい。

（一）洋服の種類

皇太后の洋服には、儀式や賜謁、行啓などの場合に応じ、五種類があった。これは、服の形態の違いによってそれぞれの格が表され、この格と着用の場合とが関連づけられていた。『法令全書　第十七巻－2』の明治十七年十一月十五日の「婦人服制」の項には、参照として次の四種の礼服が掲載されている。

明治十九年六月廿三日宮内大臣内達文中礼式相当ノ西洋服装ト称シタルハ、現ニ宮中ニ於テ用井ラレタル所ニシテ、其別左ノ如シ

婦人服制

大礼服　Manteau de cour.（マントー・ド・クール）　新年式ニ用ユ
中礼服　Robe décolletée.（ローブ・デコルテ）　夜会晩餐等ニ用ユ
小礼服　Robe mi-décolltée.（ローブ・ミーデコルテ）　同上
通常礼服　Robe montante（ローブ・モンタント）　裾長キ仕立ニテ宮中昼ノ御陪食等ニ用ユ[26]

これによれば、それぞれの礼服が着用される場合、また併記されたフランス語によって服の形態を知ることができるが、詳細は明らかではない。関連の資料によって補足すると、洋服の種類についての概要は次のようになる。

大礼服は、新年拝賀の際に着用する。先述のように、『明治天皇紀』の二十年一月一日の条には「皇后初めて洋装大礼服を召し、拝賀を受けたまふ」と記されている。翌二十一年以降も皇太后は毎年行われる新年拝賀において大礼服を着用し、この様子はしばしば新聞や雑誌に取り上げられた。大正十五年に公布された「皇室儀制令」には、新年拝賀の儀式に皇后が大礼服を着用することが明記されている。Manteau de cour（マントー・ド・クール）は「宮廷のマントー」を意味し、マントーを伴うことが特徴である。マントーは袖の無い外套をイメージするが、この場合は腰あるいは肩から長く垂れ下がる引き裾のことで、英語のトレイン（train）に相当する。引き裾を付けるドレスのデザインは、衿ぐりを大きく開け、短い袖か袖無しを基本とした。新年拝賀の際にはこの引き裾が捧持され、二十二年以降は学習院の生徒が捧持の役に当たった[27]。大礼服は、皇族の婚儀の「参内朝見の儀」においても着用される。この儀式は皇族の婚儀の際に、宮中三殿で行われる祭儀の後に天皇と皇后に拝謁するものである。三十三年に行われた皇太子の婚儀の「参内朝見の儀」に皇太后は大礼服を着用し、この後に何度か行われた皇族の婚儀の際にも着用した[28]。四十三年に制定された「皇室親族令」には、この大礼服の着用が明記されている。

中礼服は、夜会、晩餐会用であり、二十二年二月の憲法発布式、二十七年三月の大婚二十五年祝典にも着用された。[29] Robe décolletée（ローブ・デコルテ）は、衿ぐりを大きく開けた服を意味し、短い袖が付く場合と袖無の場合とがある。

小礼服は、中礼服と同様に夜会・晩餐会用である。Robe mi-décollitée（ローブ・ミデコルテ）とあることから、衿は中礼服ほど大きく開けない。

通常礼服は、昼の陪食、講書始、歌会始などに着用され、二十七年三月の大婚二十五年祝典の観兵式の際にも着用された。[30] Robe montante（ローブ・モンタント）は、衿が高い服を意味し、立衿を付け、袖が長い。「裾長き仕立て」は、後裾が長く、後に引くことを意味する。

図３　御中礼服　昭憲皇太后着用　明治 20 年代初め（文化学園服飾博物館所蔵）

これら四種の礼服の他にヴィジティング・ドレスがあり、行啓、観桜会・観菊会や日常に着用された。形態は立衿がつき、長袖であることは通常礼服と同じであるが、後裾はそれほど長くはない。

（二）デザイン

宮中の女子の洋服は着用の場合に応じ、基本的に衿の形と袖の長さが定められていたが、ドレス全体のデザインは西欧のその時々の流行に従った。

皇太后が洋装を採用した当初の二十年前後は、バッスル・スタイルが流行した。上衣は体にぴったりとし、スカートはヴォリュームがあり、特に後腰を大きく膨らませるのが特徴である。このスタイルは、ちょうど鹿鳴館に集う女性たちのものであったことから鹿鳴館スタイルとも称される。その後、明治末年に向かって、スカート全体のヴォリュームと後腰の膨らみは次第に減少し、スカートの裾幅が狭く、細くすっきりとしたスタイルに変化していく。この間には、袖を大きく膨らませたり、胸やウエストのすぐ上の部分を膨らませたりすることもあった。

洋服のデザインはその時々の流行によって変化するが、

図４　御通常礼服　昭憲皇太后着用　明治40年前後（文化学園服飾博物館所蔵）

皇太后が洋服を着用した時代には、すべての洋服にコルセットを用い、胴を締め付けていた。また、スカートの丈は足を覆う長さであり、ひだ飾り・リボン飾り・房飾りなどの装飾が多く、活動に適した機能的な服ではなかった。これは一般の女子への洋服の普及に関る問題であり、注意が向けられなければならない。

皇太后は思召書で、洋服がツーピース形式であることを述べているが、すべての洋服がツーピース形式とは限らない。思召書が下された二十年当時は、この形式が多いが、次第にワンピース形式の洋服が主流となっていった。

（三）仕立て

皇太后が洋装を採用した十九年、洋服がドイツに注文されたことは先述した。当時、農商務大臣の谷干城はヨーロッパを視察中でドイツにも滞在し、十九年十一月十三日の日記に次のように記している。

品川氏細君の談を聞くに、今度御注文に成りたる皇后宮の御召物は仕立屋の店に洒し衆人の観覧に供し、衆人群衆して之を見、すそ抔は衆の手に触れ汚付きたる由、皇后の御服を伯林に頼むか如きは大なる間違の上、店洒にして後ち召さるゝとは実に慨嘆の至りなり、且つ聞く所に依れは御召十四万円の代価の所、即金なれば一割五分即一万五千円計は引く筈の所、右を世話せる領事中にて掠めたりと云ふ、[31]

十年代後半に新しく確立した内閣制度、皇室・華族制度、地方制度などは、そのモデルをドイツとしたが[32]、皇太后の洋服もドイツに注文された。伊藤は憲法調査のために十五年から十六年にかけて渡欧し、主にドイツとオーストリアに滞在した。また、青木は四年から十二年、また十三年から十八年にもドイツ公使を勤め、妻はドイツ貴族の出身であった。このようにドイツと密接な関係があったことから、皇后の洋服もドイツに注文されたと考えられる。

十九年の青木の書簡では、皇后の洋服がどの店に注文されたのかは明らかではないが、宮内省顧問を勤めたモールは、ベルリンのゲルソン会社の名をあげている。

皇后陛下の御服地には成る可く内国産の織物を御用ひありて、之を洋式に調製せしめらるることと確定し、余が妻其旨を受けて伯林なるゲルソン会社に調製の御用を命じたりしが、同会社にては非常なる熱心と精巧とを以て御用を勤め暮年にして東京へ送附し来れり。[33]

また、モールの帰国に当り、『明治天皇紀』の二十二年四月一日の条に

前宮内省雇独逸人フォン・モール帰国につき、皇后、御服の裁縫を同人に委嘱し、服地を在伯林帝国公使館に送附せしめらる、[34]

とあり、二十年代初めには、ドイツのゲルソンで仕立てられたことがわかる。ゲルソンとは、ユダヤ人服飾デザイナーのヘルマン・ゲルソン（一八一三―一八六一）が一八四八年に開店したベルリンのデパートである。彼がデザインした婦人服によって有名となり、プロイセン、ロシア、英国、アイルランド、スウェーデン、ノルウェー各国の王室やドイツ帝国とも取引があった。ヘルマンの死後もますます成長し、一八九四年のヘルマン・ゲルソン社の年間収入は三千万マルクと業種内一位を誇った、[35]という。

皇太后の洋服は、フランスのチャールズ・フレデリック・ワースの店にも注文された。[36]ワースは現在のオート・クチュールの開祖であり、ナポレオン三世の皇后であるウージェニーをはじめ、オーストリアのエリザベート、ロシアのエカテリーナなどの各国王室の服飾を手がけている。皇太后の洋服は、当代の最高のドレス・メーカーで各国王室と同様に調製されたことが窺われる。

日本においても、皇太后の洋服は仕立てられた。大島万蔵は、「宮内省御用婦人洋服裁縫師」として新聞広告を出していることから、[37]皇太后の洋服の仕立てに関わったと推測される。横浜のマダム・ロネやミス・ヘイの店でも皇太后の洋服を仕立て、[38]明治末年に女官を勤めた山川三千子は、皇太后の洋服は皇居内の裁縫所で仕立てたと記している。[39]これらの記述は断片的であることから、今後、総合的に実態を調査、検証する必要があるだろう。

（四）生　地

皇后の洋服は、先述のモールの記述からもわかるように、国産の生地を用いることが原則であった。モールは二十年七月から九月にかけて関西へ旅行に出かけているが、京都で皇太后の洋服地が織られていることを次のように記している。

皇后陛下は洋風の御服装にも日本産の服地のみ用ひさせ給ふやう御決定相成りたるを以て、余等は特に多数の織機を見しに、是等は皆陛下御料の錦襴其他の物を織りたれば、又御料服地の花紋の選択及色合等に就て二三の注意を与へしに、製造者は喜んでその忠告を容れたり[40]

この記述では製造者が誰かは明らかではないが、当時、洋服地製作に関わった者として佐々木清七・川島甚兵衛・飯田新七・小林綾造・伊達弥助（五代）などをあげることができる。佐々木が製作した織物は裂帖に仕立てられ、西陣織物館に所蔵されているが、この中に「宮内省御用品」と記されたものが認められる。また、飯田新七は明治二十七年の大婚二十五年祝典に当たり、皇太后の洋服地を受注している[41]。いずれかがモールの記述に該当すると思われるが、これらの人々は、二十一年に完成した皇居の室内装飾用織物を調進したり、万国博覧会出品のための美術織物製作の下命を受けるなど、宮内省との関わりが深かったことも看過できない[42]。

皇太后の洋服地について、モールは二十年秋にも次のように記述している。

皇室御料服地の調製は総て京都の織殿にて製せられしを以て、先づ織模様及地色の標本を取寄せ、十分之を選択したる上、斯る事には好みて熱心に意を注ぐ女官とも数回の交渉を重ねたる上、京織殿に命じたるに、暮年にして出来上りしは誠に見事なる織物にして、皇后陛下の御召料並に宮中の御服の御用に適し、若し此道の人に見せなば定めて嘆賞して止まざるべし[43]。

ここに記された「京都の織殿」は、七年に設立された京都府営織物工場である。明治維新の変革によって衰退した西陣機業復活をめざし、フランスに留学して技術を習得した織工を雇用し最新の織物を製造した。十四年に民間に払い下げられるが、翌年に再び京都府営となり、二十年に京都織物会社に譲り渡された。モールが訪れた二十年秋は、織殿から京都織物会社へと移行する時期に当る。『京都織物株式会社五十年史』には、二十二年下半期には、「宮内省御用御召服地調達の命を蒙り」、「二十三年に入り宮内省より御召服地調達の下命を拝すること数回に及び[44]」と記されている。また、年譜の三十一年の条に「毎年宮内省皇后宮職より御用を蒙りたるところ、本年も亦意匠斬新精巧緻密なる御服製織方を命ぜられたり」、「宮内省皇后宮職より予て御用仰せ付けられたる洋装御服地十四反を上納す[45]」とあることから、皇太后の洋服地が継続して注文されていた様子が窺われる。そして、三十六年には、第五回内国勧業博覧会に出品した婦人洋服地の一種が皇后宮職御用品として

御買上となった。[46] 皇太后は、この京都織物会社に二十三年四月二十七日に行啓している。各工場を御覧になり、また、特別の思召を以て金二百円を下賜された。皇太后の行啓の様子は、香川敬三が著した行啓日記の『繫暉日記』に詳しく記されている。[47]

それから、皇太后の洋服の材料として、縁飾りが東京府レース教場へ注文されたという新聞記事がある。[48] 東京府レース教場は、十三年に勧業政策の一環として開設された。新技術としてのレース編みの伝習機関であり、レース事業の振興をはかることを目的としたが、二十五年には閉鎖されている。[49]

四　皇太后の洋装の影響

前述のように、皇太后の洋装採用の第一の目的は、外交儀礼において、日本の近代化を皇太后の洋装によって示すことであった。外国人たちが皇太后の洋装に接し、日本の近代化を感じ取ったかどうかは明らかではないが、イギリス公使夫人のメアリー．フレーザーは、二十三年の新年拝賀を次のように記している。

皇后は白い綾織りを召され、私がこれまでに見たもっとも完璧なダイヤモンドの頸飾りをふたつ着けておられました。（中略）あの大きなうす暗い部屋には何かしらすばらしいものを感じました　―深紅の背景とガラスの仕切り、そして両陛下と廷臣たちが死者のように黙して、壇上に立つ自分たちの前を世界の代表が列をなしてすすみゆくのを眺めておられる―　この光景は、目に見えぬ偉大なヨーロッパとの友好と平等にむかって日本がすすんできた、現時点での極みを示しているように思われました。[50]

ここには、皇太后の洋装採用も含め、西欧列強と肩を並べるために近代化を進め、それが進捗した様子が示されているのではないだろうか。

皇太后の洋装採用は、同時に、女子皇族、内閣各大臣・勅任官・華族の夫人など宮廷に関る女子たちの洋装を奨励するものでもあった。皇太后は、十九年八月に洋服調製費用の補助として各皇族に五千円を下賜した。[51]「有栖川宮家十九年歳計決算報告　歳出の部」には「両御息所御礼服費　金二万七百円　十九年八月欧州へ注文惣御入費ヲ云フ」と記され、[52] 董子妃と慰子妃が洋服を調製したことがわかる。女子皇族は皇太后に倣い、積極的に洋服を着用した。新年拝賀を取り上げた新聞記事によれば、それぞれの女子皇族がどのような大礼服であったかが具体的に記されている。[53] 明治三十年代に婦人雑誌に写真が取り入れられるようになると、女子皇族の洋装姿の写真がしばしば掲載された。[54]

大臣をはじめ政府高官や華族の夫人たちの洋服着用の状況はどのようであっただろうか。宮中では年間を通じて恒例の儀式が行われるが、女子が参列を許されているのは新年拝賀だけである。新聞記事によれば、大臣や次官、宮内省高官の夫人などは洋装であったことがわかる。しかし、それ以外の勅任官や華族の夫人についてはほとんど記載されず、どの程度が拝賀のために参内し、大礼服を着用したのかは詳らかではない。大礼服の他に中礼服、小礼服、通常礼服があり、これらは晩餐会や午餐会に着用するが、陪席できるのは多くの場合、大臣の夫人に限られていた。ヴィジティング・ドレスは拝謁、観桜会・観菊会などのためのものであり、礼服に比べ着用の機会は多かったと推察される。

皇太后の思召書には、国産の洋服地を使用することが強調されている。皇太后の洋服は国産品を用いることが原則であり、前述のように京都で製作された織物で仕立てられている。『女学雑誌』によれば、二十年には京都で洋服地が盛んに製作され、宮城県の仙台でも製作された。[55] 二十四年には、天皇が皇族、公爵、女官に対して国産の洋服地の使用を奨励し、京都の機業家に命じて洋服地を製作させた。[56] 二十七年の大婚二十五年祝典の際には、京都の川島織物の洋服地が宮中奉仕の諸官に下賜された。この時、皇后宮大夫から国産品の愛好奨励に留意すべき旨の沙汰書が下され、これは国産の洋服地が衰退している状況を鑑みてのことであった。[57]

十年代半ばから二十年代初めにかけては、官吏の妻や女学生、富裕層の女子の中にも洋服を着用する者があった。しかしながら、二十年に条約改正交渉が失敗し欧化政策が衰退すると、これに伴って洋装は減少していった。三十九年五月の『婦人画報』に

日本の婦人にて洋服を着るものは大抵宮内省出仕の女官、及び宮内省官吏、外交官の妻女、其他高貴に接近し居る上流貴婦人位にして、其着用する場合は殆んど国母陛下謁見の際、及び親王、妃王殿下等の御臨席相成る夜会等に限れりと云ふも差支なし。

とあり、一般には洋装は普及していなかったことが窺える。明治時代には女子の社会進出がほとんどなされず、このため男子とは異なり、女子の洋装の必要性が一般には認められていなかった。また、当時の洋服はコルセットで胴を緊迫し、スカートの丈が長く、活動には不便であった。[58] さらに、洋服の調製費用が高かったことも、洋装が普及しなかった原因としてあげられる。洋装が一般に普及するのは、女子の社会進出にともなって洋装の必要性が認められ、また、機能的な洋服が登場するようになった大正時代末から

昭和の初めにかけてのことである。そして、本格的な洋装の普及は第二次大戦後を待たなければならなかった。

おわりに

皇太后の洋装採用は、立憲制の導入へ向けて、宮中儀式を西欧と同等にするための宮中改革の一環として行われた。服装の持つ表象性によって、皇太后の洋装を日本の近代化の象徴と見做し、西欧列強に向けての国策として行われた。これに対し、皇太后は国際社会の中で日本が置かれていた状況をよく理解し、洋装を受け入れた。皇太后の洋装は、国内においても近代化の象徴であった。女子の洋装が一般に普及していない状況において、人々は皇太后の洋装の御真影を通し、日本の近代化を感じ取っていたに違いない。

皇太后の洋装姿の一端は、二十二年に撮影された写真によって窺うことができる。皇太后は写真の撮影について、「新衣いまだきなれぬわがすがたうつしとどむるかげぞやさしき」と詠んだが[59]、大礼服を実に見事に着こなしている。そして、二十六年には、「いつしかと袖ひろからぬ衣手もきなれてやすくなりにけるかな」と詠んだ[60]。皇太后は、洋装による近代化の象徴という与えられた役割を立派に果たされた。ベルツは皇太后を「彼女を知るヨーロッパ人が、こぞって賛嘆と敬慕の念を口にする女性である」と記している[61]ように、深い教養に裏づけられた品性が洋装の姿にも反映されている。

明治時代において、女子の洋装は一般には普及しなかった。前述のように、女子の社会進出がなされていない状況において、女子の洋装は一般には必要とされなかった。また、コルセットの使用や、裾長の形態など洋服そのものにも問題があった。しかしながら、欧化主義の時代の洋装採用を契機として、日本の女性はいかなる衣服を着るべきかという論議と実践が間断なく続けられ、現代の洋装へと繋がっている。現在、日本の女性たちは当たり前に洋服を着ているが、その始まりは明治十年代の欧化主義の時代にあった。洋装採用は日本の近代化の過程で通過しなければならない問題であり、皇太后の洋装採用は、今日の女子洋装の原点として捉えることができよう。

註

(1) 皇太后の洋装の御尊影は、丸木利陽と鈴木真一が明治二十二年に撮影した写真二種と、そのうちの一種をもとにしてエドワルド・キヨッソーネが制作したものとが知られている。

(2) 『明治天皇紀　第六』吉川弘文館　昭和四十六年　六二二頁。

(3) 同右　六二三頁。

(4) 同右　六二五頁。

（5）『女学雑誌　四二号』明治十九年十一月二十五日。
『時事新報』明治十九年十一月三日。
『時事新報』明治十九年十一月八日。
（6）前掲（2）六七五頁。
（7）内閣官報局編『法令全書　第七ノ2』原書房　昭和五十年（復刻原本　明治二十二年刊）　一三六八頁。
内閣官報局編『法令全書　第一三ノ2』原書房　昭和五十一年（復刻原本　明治二十三年刊）　一五一〇頁。
（8）内閣官報局編『法令全書　第一七ノ2』原書房　昭和五十一年（復刻原本　明治二十四年刊）　一三〇七―一三一一頁。
（9）前掲（2）六〇二頁。
トク・ベルツ編、菅沼竜太郎訳『ベルツの日記　上』岩波書店　昭和五十四年　三五四―三五五頁。
（10）犬塚孝明氏は、「鹿鳴館外交と欧化政策」（『明治聖徳記念学会紀要』　復刊第四十八号　平成二十三年十一月）において、欧化政策には表面的に西欧を模倣することだけではなく、日本の社会機構を根本から改革し、真に西欧的な文明社会を構築しようとする意図もあったことを論述している。そして、これに注目したヘンリー・S・パーマーの「日本の社会問題」（二十年四月十四日『タイムズ』に掲載）を取り上げている。パーマーは伊藤の洋装採用について、次のように論評した。「彼のような冷徹で聡明な政治家に、これほど思い切った改革の必要性を痛感させるには、これまでに予測されない重大な目的と意義が必ず背後にあるに違いない。（中略）新しいこの運動は、ただ西洋の風習であるというだけで盲目的に従っているどころか、日本を西洋諸国と列べさせ、双方の間の間隙をできるだけ縮小しようとする高遠で、思慮に富んだ計画の一部である、との結論にわれわれは達するのである。この計画に傾倒している日本の総理大臣は、この運動が旧日本の家庭内の生活習慣と社会慣習を変更して初めて完遂されると信じている。」（ヘンリー・S・パーマー　樋口次郎訳『黎明期の日本からの手紙』筑摩書房　昭和五十七年　五五―五九頁）。
（11）原題は Am japanischen Hofe 明治三十七年にベルリンで刊行。『日本帝室』として邦訳され、伊藤博文編『秘書類纂　帝室制度資料　下』に所収されている。なお、『日本帝室』の別訳として、金森誠也訳『ドイツ貴族の明治宮廷記』　新人物往来社　昭和六十三年　がある。
（12）前掲（2）明治二十年五月二日の条に、「モール夫妻を宮内省顧問と為し、年俸としてモールに三万六千マルク、同妻に一万四千マルクを給し、モールを遇するに勅任官二等を以てす、蓋し時勢の進歩に鑑み、宮中諸般の儀式及び制度を更改せんがため、其の力を藉らんとするなり、モールは嘗て独逸国宮中に侍従の職を奉じ、宮中の儀式に精通せる者なり、是より謁見・饗宴・御会食等に於ける諸儀更革せらるるもの多し」とある。
（13）伊藤博文編『秘書類纂　帝室制度資料　下』（明治百年叢書）　原書房　昭和四十五年（復刻原本　昭和十一年）四九九―五〇〇頁
（14）伊藤博文関係文書研究会『伊藤博文関係文書　一』　塙書房　昭和四十八年　七〇頁。
（15）坂本一登『伊藤博文と明治国家形成　―宮中の制度化と

立憲制の導入』　吉川弘文館　平成四年　一九七頁。

(16) 前掲（14）七二頁。

(17) バジル・ホール・チェンバレン著、高梨健吉訳『日本事物誌1』（東洋文庫）　平凡社　昭和四十四年　一五六頁。「化粧着」と訳されているが、「正装（ガウン）」の意であろう。

(18) 堀口修監修・編集・解説『臨時帝室編修局史料　「明治天皇紀」談話記録集成　第九巻』　ゆまに書房　平成十五年　二五八―二五九頁。

(19) 元田竹彦、他編『元田永孚文書　第一巻』　元田文書研究会　昭和四十四年　二〇九頁。

(20) 前掲（15）一七二、一九四―一九六頁。

(21) 前掲（2）六〇三頁。

(22) 『明治天皇紀　第二』吉川弘文館　昭和四十四年　五三一―五三二頁。

(23) 前掲（2）六八〇―六八一頁。

(24) 民友社『国民之友　第一号』明治二十年二月　（藤原正人編『国民之友　第一巻』　株式会社明治文献　昭和四十一年　一三頁）。

(25) 『女学雑誌　第五三号』　明治二十年二月二十六日

(26) 前掲（8）一三一一頁。
この服制は、『法令全書　十七ノ2』に十九年六月の宮内大臣の通達と一緒に掲載されていることから、同じ時に定められたと見做されていることが多い。しかしながら、この服制は参照として付け加えられたものであり、明治十九年の『法令全書　十九』には収められていない。「元老院内事部書類　明治二十二年」（国立公文書館所蔵）には、この服制に関する記述が見られことから、二十二年に定められたのではないかとも考えられる。『風俗画報第二号』（明治二十二年三月十日東陽堂）には、「本年一月三十日を以て定められたる婦人中礼服はローブデコルテーと称し、去月十一日憲法発布式の当日参観の女官并に貴婦人方各々之を着用せり、猶以後も諸礼式に用ゐる事と定められたりといふ」と記されている。

(27) 社団法人霞会館　公家と武家文化調査委員会『宮中新年儀式と御裳捧持者』　平成五年。

(28) 『都の華　第三十四号』　明治三十三年五月。
梨本伊都子『三代の天皇と私』　講談社　昭和五十年六五頁。

(29) 『女鑑　二六六号』　国光社　明治三十五年六月。
『東京朝日新聞』　明治四十一年五月一日。

(30) 『明治天皇紀　第八』　吉川弘文館　昭和四十六年　三八四―三八五頁。

(31) 同右　三八六頁。

(32) 日本史籍協会『谷干城遺稿　一』　東京大学出版会　昭和五十一年覆刻（明治四十五年発行）　五八七頁。
永井秀夫「鹿鳴館と井上外交」　北海学園大学人文論集第二号　平成六年　二七、三九頁。

(33) 前掲（13）五〇〇頁。

(34) 『明治天皇紀　第七』　吉川弘文館　昭和四十六年　二五五頁。

(35) 博物館明治村『明治村だより六三号』　平成二十三年。

(36) 上田景二謹修『昭憲皇太后史　全』　公益通信社　大正三年　四〇七頁。

(37) Diana Malry, *Worth : Father of Haute Couture*, 2nd ed., New York / London, Holmes & Meier, 1980, P.160

(38) 『朝野新聞』 明治二十年十一月十九日

(39) 中山千代『日本婦人洋装史』 吉川弘文館 昭和六十二年 三一一―三一二頁。

(40) 山川三千子『女官』 実業之日本社 昭和三十五年 一一頁。

(41) 前掲（13）四七〇頁。

(42) 高島屋一五〇年史編纂委員会『高島屋一五〇年史』 株式会社高島屋 昭和五十七年 四七一頁。

(43) 宮内庁三の丸尚蔵館『美術染織の精華 ―織・染・繡による明治の室内装飾』 財団法人菊葉文化協会 平成二十三年。

(44) 前掲（13）五〇〇―五〇一頁。

(45) 青木光雄編『京都織物株式会社五十年史』 京都織物株式会社 昭和十二年 九四頁。

(46) 同右 三〇三―三〇四頁。

(47) 同右 三〇八頁。

(48) 香川敬三『繫暉日記』 明治二十五年 皇后宮職 二十三年四月二十七日の条。

(49) 『東京日日新聞』 明治十九年九月九日。

(50) 野口孝一『銀座物語』 中央公論社 平成九年 一九五―一九九頁。

(51) メアリー・フレイザー 横山俊夫訳『英国公使夫人の見た明治日本』 淡交社 昭和六十三年 一三七―一三八頁。

(52) 前掲（2）六〇二頁。

(53) 伊藤博文編『秘書類纂 帝室制度資料 上』 原書房 昭和四十五年（復刻原本 昭和十一年） 七〇七頁。『郵便報知新聞』明治二十二年一月二日に「有栖川宮御息所は黄の御裳（大礼服）に白茶に花模様の縫ひある袴」、「小松宮御息所は鳶色の御裳、桃色に花模様の縫ひある袴」、「北白川宮御息所は浅黄の御裳に茶色に花模様の縫ひある袴」、「有栖川若宮の御息所は鶯茶の裳に桃花色に同く花模様の縫ひある袴」などと記されている。

(54) 女子皇族の洋装の写真は、『婦人画報』、『婦人世界』などに多く見られる。

(55) 『女学雑誌 第五十五号』 明治二十年三月十二日、『女学雑誌 第五十九号』 明治二十年四月九日、『女学雑誌 第五十一号』 明治二十年二月十二日。

(56) 『明治天皇紀 第七』 八五九―八六〇、九七一頁。

(57) 渡邊幾治郎『昭憲皇太后宮の御坤徳』 東洋書館 昭和十七年 一九〇頁。

(58) 前掲（13）の「小松宮殿下竝御息所独逸皇帝及皇后へ謁見ノ事 旅中入費予算」には、大礼服一揃が二千円、食事及舞踊用服六揃が三千円と記されている。十九年の俸給表によれば、総理大臣の年俸は九千六百円、各省大臣は六千円、府県の知事は三千円から四千五百円であることから、洋服の値段がいかに高かったかがわかる。

(59) 明治神宮編、発行『類纂新輯昭憲皇太后御集』 平成二年 二七六頁。

(60) 同右 二六七頁。

(61) エルヴィン・ベルツ 若林操子編訳『ベルツ日本文化集』 東海大学出版会 平成十三年 四二〇頁。

（文化学園大学服装学部教授）